

平成29年度 第6回米原市介護保険運営協議会 議事録

日時：平成30年3月14日（水）
午後7時00分～午後8時45分

場所：米原市役所 山東庁舎 別館
2AB会議室

1. あいさつ

会長：皆さん、こんばんは。今日は第6回目の介護保険運営協議会ということで、お集まりいただきありがとうございます。急に暖かくなってきて、木の芽が膨らんで、春が来たんだなと感じ、ありがたいと思う一方、花粉症で鼻がぐずぐずになってきました。去年から今年にかけて、第7期介護保険事業計画を皆さんに審議していただいて、平成30年1月11日に市長に答申させていただきました。本当に、皆さんのお力添え、御協力のたまものだと思っています。ありがとうございます。今日はそのあとの細かな訂正を経て、最終版の確認のような形で示していただくと同時に、地域密着型サービスの公募について、皆さんと御相談したいと聞いています。本日もよろしくお願ひしたいと思います。

2. 協議・報告事項

(1) いきいき高齢者プランまいばら 第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画（最終版） について

会長：それでは、次第に沿って、始めたいと思います。資料1について事務局から説明をお願いします。

<事務局より資料説明>

- ・資料1 第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画（案）の修正等について
- ・資料2 「いきいき高齢者プランまいばら 第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

会長：ありがとうございます。最終版ということで、お聞きのとおり、文言を少し変えたり、表現の仕方を変えたりという報告でした。具体的に検討していくというよりも、確認をするという考え方でいいと思います。質問等ございましたらお願いします。

委員：質問ではなく、デザインについてですが、110ページの表の中の4で、「備」が飛び出しているの、そろえていただければと思います。

事務局：「備」だけ下に行っているのですが、その見栄えということですね。わかりました。

委員：139ページの赤い文字の、「合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。」ということは、税法で特別控除された時は、控除するということですか。税法で、特別控除がされなかった場合は、譲渡所得も加えていくという意味ですか。

事務局：ここ書いてあることにつきましては、合計所得金額、譲渡所得などが発生した場合に、特別控除が全てあるわけではないですし、控除しきれない部分は合計所得に入ってきます。譲渡した場合は控除するということではなく、特別控除の分を引いた残りで、所得の判断をするということになります。あくまでも、今までは特別控除で引かれる前の所得で判断をしていたということですよ。

委員：特別控除がない場合は、譲渡所得も含めて判断するということですか。

事務局：特別控除がなければ、譲渡所得も含めて判断するということになります。

委員：譲渡所得があった1年だけはその所得を含めるけれども、譲渡所得がない次の年はそれを加えないということですよ。

事務局：その通りです。あくまでも、譲渡所得があった時の所得証明をとった1年のみになります。もちろん、毎年譲渡所得があれば毎年加わります。

委員：ちょっと相談所の事業所ですが、59ページの登録事業所と60ページの配置図が一致していないように思います。

事務局：通所介護をやっているところで、認知症のケア等の講習を受けた人のいる事業所ということですので、前ページ、59ページの一覧が正しいので、60ページの配置図を修正します。

会長：他にないようでしたら、この最終版を、第7期の介護保険事業計画ならびに高齢者福祉計画にするということよろしいですか。

【異議なし】

会長：ありがとうございます。

(2) 平成30年度以降に係る地域密着型サービスの公募について

会長：平成30年度以降に係る地域密着型サービスの公募について、資料3の説明を事務局からお願いします。

<事務局より資料説明>

- ・資料3 平成30年度以降に係る地域密着型サービスの公募について

会 長：説明していただきましたが、何か説明や御意見はありますか。

委 員：確認と質問があります。確認は、現施設数のところの、米原圏域と近江圏域の施設名称を教えてください、よりわかりやすいと思います。もう一つは、裏面に移りまして、公募周知から、6月中に業者決定という流れが、プレゼンテーションに至るまでの資料作りやお金の関係など、この期間で関係の企業などができるのか疑問に思います。一般的に、事業主としたら普段はこんな計画は立てられないですが、ある程度めどが立っていて、このようなスケジュールになっているのかお聞きしたいです。一般企業ではこのような期間で立ち上げるのは難しいです。

事務局：1点目については、計画の33ページの図表3-41に記載があるとおおり、米原圏域では「ほっとひだまり」、近江圏域では「いをぎの家」です。もう1点、期間が短いのではないかという意見については、事業者の決定や補助の関係で、絶対これではいけないかというところはないですが、計画的に、無理なところは、修正をできる範囲でしていきたいと考えています。あくまでも予定ということで、無理なところもあるかもしれませんが、改めて修正して、事業が着実に進められるようにしたいと思います。

委 員：タイトなスケジュールということはわかりますが、前向きに考えている事業所が頭に浮かんでいて、この計画でやれると思っているのであれば、やれるのではないかと思います。この前、事業所に行った時は、よく頑張っていて感心しました。

会 長：期間の問題は、確かにその通りですね。

委 員：地域密着型サービス事業者を決める時でもそうでしたが、しっかり詰めてここでプレゼンテーションをしていただければ、より審議しやすいという意味です。せっかく公募してきてくれても、伝えきれない部分などがあって、的確な審査ができないと、せっかくの前向きな企業に対して、いい評価をしてあげられないのは、私たちもつらいです。前向きに來られている人に対して、こちらも前向きに問いかけもしたいですし、アドバイスもしたいです。準備期間をしっかりとれば、いい発表をしてもらえるのではないかと思います。公募は公募でも、決定までにあまりにも急ぎすぎて準備期間が少ないと、せっかく公募してきた人が事務手続きやプレゼン準備に追われて、やりたいことを詰め切れないのではないかと、逆に心配をしてしまいます。

事務局：公募に携わった経験上、例えば、事業をやりたいという思いがあっても、やる時に土地や資金繰りなどの関係で、かなり時間がかかると思います。計画上、このようなことをやりたいと構想を持っている中で公募してこられますが、地域密着型サービスでありますので、地域との関係などをしっかりと議論していただいた上で、公募してい

ただほうがいい、というのが思うところです。公募の期間中に公募がないということもあり、その場合は公募期間を延長することも考えられます。今回示したのは予定であり、もう少し時間をとったほうがいいという意見があれば、遅らせることも考えたいと思います。

委員：看護小規模多機能型居宅介護はあるのでしょうか。

事務局：資料のとおり、ありません。

委員：看護小規模多機能型居宅介護の大きな違いは何ですか。

委員：私も、小規模多機能型居宅介護はわかりませんが、この看護小規模多機能型居宅介護はどのような違いがありますか。小規模多機能型居宅介護の中で看護を特化するのか、全く別のものなのかわかりません。

事務局：簡単に言ってしまうと、今ある小規模多機能型居宅介護は、通いがあったり、訪問があったり、泊りもできるということです。そこへ、訪問看護をプラスするものが看護小規模多機能型居宅介護と、簡単に理解するのであればそうなります。計画最終版の169～170ページの資料の中で説明があるので、またお読みください。

委員：公募の期間が短いというお話がありましたが、第6期においても、この協議会でプレゼンがありました。私の記憶では、その時に説明にあったことと、実際は変わってきたということがあったと思います。そういうことが起こりうるので、公募期間を決めて短期で決定するのは、具合が悪いと思います。第6期で開設された事業所が、当時提示した計画通りやっていないということが起こっていると、協議会は何をやっているのかとなりますので、その辺はもっと慎重にやるべきではないかと思います。

事務局：おそらく昨年4月の協議会の計画の話で触れたと思います。地域密着型サービスについての事業を開始するに当たっての公募だったと認識しています。前は、ショートステイについての話があったかと思います。ショートステイは、地域密着型サービスではないところのものと認識しています。その計画変更があったと御紹介したと思います。

委員：私の記憶では、当初の出された計画よりも後退したと記憶しています。

事務局：第6期計画では、ショートステイは盛り込まれていないと記憶していますが、違いますか。特別養護老人ホームの整備については、第6期計画に上がっています。小規模多機能をサテライトにするなどの話も、整備計画があって、運営協議会での了解を得てのことになります。計画の変更についての話は、昨年4月頃にしたと思います。

委員：当初出した計画よりも、できないので後退するという説明であったと思います。計画

と異なるのは、具合が悪いと思いますので、背伸びした計画を出しても、その通りやるのだと思ってしまうので、そのような業者は省くべきだと思います。

もう1点、60ページに地図を入れていただきましたが、旧4町の圏域を表示すると、旧町ごとに格差があることが歴然とします。私は、これはよくないと思います。米原圏域は2か所、近江圏域は6か所、山東、伊吹圏域が4か所ずつです。これを見て、米原圏域にもっと増やせと意見が出てもおかしくないと思います。今度の公募も、小規模多機能型居宅介護が山東、伊吹、看護小規模多機能型居宅介護が全域ということで、ますます多いところに設置されるということになりますから、こういう表示が、配慮しているということはわかりますが、一般の地域の人に米原圏域ばかり冷遇しているととられかねないと思います。

事務局：60ページの地図は、ちょっと相談所の登録事業所についてです。実際にサービスを展開している事業所は、これに載っていない事業所もあります。認知症に限らず、ちょっと相談所として開設しているところを表示したものです。

委員：私は市全体でいいと思います。以前の協議会でも言いましたが、圏域は取り払ったほうがいいと思います。全然何も知らない人が見たら、おかしいのではないかと感じてしまいます。

委員：60ページはちょっと相談所だけが載っていて、相談事業はほかにもたくさんあります。具体の事業所はそれぞれにのっているのですが、整備されている表示はされているかと思いました。

委員：圏域を意識して計画書を作らず、旧町意識にならないようにしてほしいと思っています。

委員：これを表にしたとしても、住所は省くことはできないと思うので、どちらにしても地域についてわかってしまうのではないかと、私は思いました。

会長：協力していただいているサービス事業者がこういうところにあるという表示だと理解すると、パッと見てこれだけの協力しているところがあるとわかる方が大事ではないかと思っています。

委員：交通の便などを考えて、人が集まる場所を考えて施設があると思うので、あまりこだわる必要はないと思います。

委員：行政が、旧町を意識して圏域を設定していることはどうなのかと考えています。圏域意識をやめたほうがいいと思います。その上で、利用しやすいところに設定してほしいです。合併して市になっても、いつまでも行政の中に旧町意識があると受け止めら

れやすいと思います。

事務局：行政としては、米原市は米原市で、1つは1つです。ただ、日常生活圏域としての設定として、旧町ごとのエリアのような話になってしまいますが、圏域ごとに統計資料やアンケートでの分類をやってきている中で、特徴的にどういうものがあるか、何に取り組む必要があるのかなどの分析が必要なので、この圏域が残っています。以前、お話にもあったように、自治会ごとが本当に細かい圏域であって、それらごとの取り組みが本来必要ではないかということになるかもしれませんが、基本的には日常生活圏域という設定の中で、載せさせていただいていると御理解いただきたいと思います。

委員：新しい事業所を設けるに当たって、第6期の事業所の話も出てきましたが、求人等をかけていると思います。そういうことを考えて、今の状況を把握して、第7期に事業者を公募するという計画となっています。将来、2～3年先に介護職についてくれる人材や介護職に関する人の動き、求人との関係はつかんでいますか。

委員：私どもの施設では、平成28年に特別養護老人ホームがオープンし、6か月は大変でした、とは言いたくはないですが、そうでした。6か月間は2割ほどが退職するだろうと予測し2割増しで採用して、やはりその通りでした。そのあとの6か月後は安定していました。この1月までは、人に余裕を持たせるためにやっていますが、結婚などの理由で退職するということが起こっており、焦っている状況です。今年に入ってからあまり人が集まりません。いたるところで聞くことは、人がいないということです。人の部分でもっと補充しておけば、もう少し収益が上がっていたのかもしれないなど、難しいです。最近では、60、70歳の人と一緒に頑張ろうと、働いてくれている人もありますが、若い人は少ないと思います。

委員：現状として、伊吹圏域の一部では、もっと厳しい状況です。全国的に見ると、ある県では、もっと厳しい状況に入っています。海外の人の派遣もありましたが、難しい状況です。また、海外の人に来ていただいて、日本語教育を含めた形で教育して、その人を派遣してもらうのではなく、現地に面接に行って教育をするというところも出てきていますが、厳しい状況です。

委員：他市の状況ですが、小規模の特別養護老人ホームで、空きベッドはあって、入所希望者がいても、スタッフが足らずに受け入れられないというところがあります。基準の人数があっても、それではできないので、余裕をもって人をそろえます。働き方改革が進み、男性の人でも育児休暇を取るなど、今までのやり方ではできません。

委員：現場を見せてもらっても、スタッフの人でも頑張っていて大変そうで、スタッフの確保

が必要だと感じました。

委員：泊りの施設のあるところは、交代人員がたくさん要るし、スタッフの中に泊まれる人がいないと回りません。小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護もそうですが、1か月単位の金額で、あとの中身は、言葉は悪いのですが使い放題、使い勝手のいいサービスです。できる限り家にいたいから在宅の訪問介護あるいは看護を頼んだり、不安な時は泊まったりすると、人を回すのが難しく、しかも24時間、365日です。介護系は女性が多い職場なので、出産や子育て、親の介護などが複合的に関係します。管理者は調整し、人を確保しながらやりますので、人をどうスムーズに回すかに悪戦苦闘しています。一方で、サービスを使いたいという人がいても、調整せざるを得ない状況があります。これがこの先何年も続くと思います。社会福祉協議会の例でいうと、パートでは70歳まで雇用するというようにしています。70歳まで、仕事の中身によっては就いていただくということですが、力量に応じていろいろですが、とにかく数がないとなかなか回らないということで、頼んでいます。もう1つは、子どもを育てている人に、託児をするので子連れ出勤で仕事をしてくださいと、それぞれの事業所が行っています。しかし、1事業所が全てできるかということ、お金の面、施設の面で難しいので、米原の場合、託児の共同化など、市全体での支援をしていかないと担い手を確保するというのは難しいと思います。その時に、あまり遠くではよくないので、顔がわかるころとなると、旧町の中でまとまった支援があるとうまいこといくところがあるのではないかと考えています。

委員：どこでもそうですが、働いている女性で、なかなか結婚できない、いざ結婚したら、仕事に戻りたいという意識があっても、子どもや親の関係などで仕事ができない。どこに行っても女性は大変でいつも感心しています。そういう状況で、新しい施設がどんどんできるのはうれしいですが、人の確保が大変だから、計画に余裕を持ってあげたいと思います。また、計画書の中にも、適切な人員の配置についても書かれていましたが、適切な人員の確保をしようとするのであれば、それなりのフォローをする必要があると思います。事業所を立ち上げるのは大変なことだと思います。頑張っているのを目の当たりにしていますし、タイトにスケジュールを組んで、実際に回らないのであれば、かわいそうですし、事業変更しなければならないのも、かわいそうです。市としての計画、予算などあると思いますが、立ち上げようと意欲を持っている事業所の気持ちも汲んであげて、しっかりと事業案を出してもらおう方がいいのではないかと考えています。

委員：思いだけでなく、経営をしてもらう必要もあります。人、モノ、金です。他市であった例ですが、介護の経験は長くていろいろやっても、財務経験が乏しいことがありました。勢いをつけてやっていると、がさつになる部分もあります。1つの施設を運営しようと思うと、時間のかかることだと思います。そのような判断ができる資料があるかどうか、例えば、先ほどの例では、土地がよくない場所で、思いはあって、資格があっても、結局できませんでした。また、借入をするにしても、基本的な資金は必要です。資金繰りが不透明で、思いだけで進んでしまって、結局できなかったということになるので、そのあたりの資料を求めてもらえるのかと思いました。例えば、200万円の資金があります。保険からの借り入れで90万円、もう一つが100万円とすこし、これでは思いがあってもできません。人を雇ってやらなければならないし、介護保険も絡んできます。先ほどの人材の話では、事業が進んで、人材が足りなくなれば、借入金の猶予が2年はあるかもしれませんが、大変です。

委員：事業者に対する介護報酬が上がったというのは、国からの声明としてはそうなのですが、実質市内で行われているデイサービスや特別養護老人ホームでは、介護報酬が上がっていません。時間を延ばせば上がりますが、延ばすことには利用者の意向があるので延ばせない、延ばせないとその分単価が下がる、そこで加算という別の仕組みを入れることで、従前の金額まで上がるという仕組みになっています。これは質を上げるため、加算するためには看護師が必要であったり、リハビリが必要であったりです。まだまだ人が不足していて、やりたくてもできないということがあります。国が言っているほど、事業者にとって介護保険の単価が上がったとはなかなか言えない実態があると思っています。事業者が加算を得るために、努力しているというのが、改正に伴う部分だと考えています。

委員：これから全部そうだと思います。医療保険では、プラス改定だと出ていますが、1つもプラス改定になったことはありません。実質現場としましては、全部マイナス改定です。毎回、落ちていくだけです。介護保険も落ちていくと思います。財源がないので当たり前のことで、見せかけ上プラス改定になっていて、実質マイナスにならないとお金が回っていきません。交渉しても、お金がないので、プラスにはならないというのが現実だと思います。その中で、加算でプラス改定となりますが、申し訳ないですが、伊吹地域では加算を捨てないと無理だと思います。いかに加算をとらないでいくかだと思います。加算をとるのは都会の話で、これから高齢化社会を迎えるための加算であって、高齢化を迎えた地域では、加算を取りにいけないと

思います。

委員：介護士の人が足りないのであれば、例えば、60歳や定年になったら初任者研修を受けるように促したり、市で養成機関を設けたりなどのことはできないのでしょうか。需要や必要性があっても人が減っていくということですから、労働力を確保しなければなりません。私は、介護は社会的なものですから、全ての人が初任者研修を受けるような雰囲気を持っていけるようにして、手の空いている人は少しでも働いてもらえるようにしないと、人手不足は解決できないのではないかと思います。家で介護している人も大変ですから、施設と一緒に入って、施設で勤めてもらったらどうでしょう。その方が、1人で何もかもをするくらいなら、勤める方がいいとなるのではないかと思います。人材養成を地域で考える必要があります。

委員：米原市社会福祉協議会では過去5年間初任者研修を行っています。定員30人でやっています、初年度は27、8人が登録していただきました。昨年では、15人ほどで、来ている人は、市内の家庭にいる人やすでに事業所に勤めていて、まだ初任者研修をとっていない人です。ところが、米原市社会福祉協議会が5万円で始めた研修が、市内の事業所や近隣の社会福祉協議会でも同じような金額で始めていて、研修者の奪い合いのようなことも起こり始めています。研修を受けた人がそのまま自分の事業所で働いてくれば、受講料を無料にするなどいろいろな仕掛けをしているところがあります。その中で、60歳で研修を受けるとなると、40歳ごろに一度やっておかないと、実際の介護の現場で体がもたないということもあります。対人サービスに向き不向きということもあります。PRしても昨年20人ととどきませんでした。平成30年度も同様に初任者研修を開いて、事業所の人にも講師をお願いしながら行きます。市では、市内の事業所で勤める場合、受講料補助も行っていますが、その分野に進もうとする人がなかなか見当たらないことが現状です。5月くらいから、受講生の募集チラシを配布します。軽度の方は、地域で受けることができる仕組みが市でスタートします。初任者研修を持っていると、1回あたりの補助単価も高くなると聞いています。事業所と地域で活躍できる人として、まずは資格を取ってみませんかという働きかけがいろいろなどころで出てくると、それがきっかけとなって、事業所への就職に結びつき、地域での支え合いに結びつくのではないかと思います。

委員：初任者研修も実は無料のところもあります。シルバー人材センターでは年に2、3回無料でやっています。京都では55歳以上の人の初任者研修を無料で行う制度があります。

委員：時間的にハードなので、通いやすい近場でお金を出して受けるのか、時間や家庭に余裕があって無料で受けるのか、いずれかで受けていただければと思います。

委員：介護の仕事が悪いわけではないと思いますので、足りないことも逆に作用したらいいと思います。2年間で3つの特別養護老人ホームがオープンしました。定員30人で職員がおおよそ30人います。3か所で100人ほどいると思います。施設のできるスピードに人が追いついていかないのだと思います。人気の職業でキャビンアテンダント、CAがあります。ケアアテンダントで、介護の仕事も人気の職にならないかと思っています。介護はだめだ、大変だ、と思われぬようにどんどん宣伝してほしいと思います。

委員：皆さんのお話を聞いて、介護の事業者の人には感謝の心でいっぱいです。しかし、職員が集まらないという現実、国の施策も悪く、給与面もあってなかなか人が集まらないということも考慮して、第7期計画を立てていると思いますが、計画を見ると短期で決定するとなっているので、非常に心配です。じっくり構えてやっていただいて、許可をしても、計画変更が出てくるようなことが二度とないようにお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございます。介護の仕事に一度就職してもらっても定着していかないこと、介護してくれる人を増やすことは厳しい状況です。これから具体的に事業所を立ち上げて、運営協議会で判断します。立ち上げるために準備したけれども、結局立ち上がらないなどが起こらないように、しっかり考えられるように、検討しなければなりません。

それでは、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護について、これから公募することについて、皆さん了承していただけますか。

【異議なし】

ありがとうございます。そういう形で進めていただきたいと思います。

(3) その他

事務局から案内

事務局：2点あります。まず1点、以前委員からサービス事業所の施設の見学のお話があったので、見学をしようと事務局は考えています。平成30年度以降で、例えば、4月にオープンする地域密着型の特別養護老人ホームなど、まだ話はできていませんのでどこになるかはわかりませんが、施設見学に行きたいと思っています。なお、施設の見学

は昼になると思いますので、都合のつく委員のみとなると思います。御理解のほど、よろしく願います。詳細はまた改めて通知、紹介します。

もう1点が、右上に「母さん、ごめん」とある資料についてです。こちらは、委員から資料提供がありましたので、配布します。

委員：介護に関する本が、市の図書館にありましたので、読ませていただいたところ、私の思っていることとよく似ていました。「母さん、ごめん 50代男の介護奮闘記」です。裏にありますように、著者は松浦晋也さんです。慶應義塾大学大学院を修了された、宇宙開発などの執筆等を行っている人ですが、こんな人が介護していて苦労しているという本です。このような有能な人が、介護に苦労するのは、社会にとってもったいないといえますか、生産性の低いといわれる日本では、施設に預けて働いてもらうほうがいいのではないかと思います。私が特に思うのが、このページの上に、介護の効率化について書かれています。厚生労働省は在宅、在宅といいますが、1人が2、3人の介護ができるような施設に集めることが、本当に専門的に行き届いた介護ができるのではないかと思います。協議会としても、実情を知ってもらいたいと思って紹介しました。本当に、同じようなことが、市でもあるのではないか、起こるのではないかと思いますので、しっかりと充実に向かっていかなければならないと思います。2枚目ですが、「おわりに」というところから始まります。裁判になった話で、文中に「K被告に対する判決は、懲役2年6か月、執行猶予3年でした。裁判官は「裁かれているのは日本の介護制度や行政だ」と付け加え、K被告も「母の分まで生きたい」と約束しました」という記述があります。介護は社会で支えていくことが必要であり、要介護3以上でなければ施設に入れないということもありますし、未熟な部分もあります。この本は、「「こころ」の名医が教える 認知症は接し方で100%変わる！」というものです。紹介したのは、医師の人があとがきに変えて書かれた文章です。皆さんに読んでいただき、介護への関心を深めていただければと思います。

会長：ありがとうございました。情報提供として出していただきました。1つの考え方として読んでいただき、参考にさせていただけたらと思います。

他に全体を通して、何かありませんか。

事務局：旧町単位にこだわっている印象があるという意見に対して、説明が不十分で申し訳なかったと思います。この計画の中に、84ページですが、日常生活圏域の設定というのを、第6期計画の時から引き続いて行っているというのはこちらだけの想いで、誤解の無いように説明が必要であったと反省しています。旧町単位でまとめているように

見えますが、日常生活圏域でサービス提供や支え合いができるように推進しています。

会 長：それでは、以上で終了します。ありがとうございました。

事務局：会長、会の進行、ありがとうございました。委員の皆さん、本日も含め、この1年間、計画策定に御尽力いただき、ありがとうございます。また、平成30年度となりますが、会議等の予定が決まりましたら御案内いたします。御出席をよろしく申し上げます。

以 上